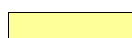


項目	細目	防火対象物の用途
(一)	イ	映画館、演芸場又は観覧場
	ロ	公会堂又は集会場
(二)	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの
	ロ	遊技場又はダンスホール
	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗(二並びに(1)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの
	ニ	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
(三)	イ	待合、料理店その他これらに類するもの
	ロ	飲食店
(四)		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(五)	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
	ロ	宿泊所、下宿又は共同住宅
(六)	イ	(1)診療科目に特定診療科目 Aを有し療養病床又は一般病床を有し、特に防火安全対策が必要な病院
		(2)診療科目に特定診療科目 Aを有し4人以上の患者を入院させるための施設を有する、特に防火安全対策が必要な有床診療所
		(3)(1)及び(2)以外の病院、有床診療所、有床所助産所
		(4)無床診療所及び無床助産所
	ロ	(1)老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム 1、有料老人ホーム 1(主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。)、介護老人保健施設、老人短期入所事業を行う施設(老人福祉法第五条の二第二項 2認知症高齢者グループホーム(老人福祉法第五条の二第六項 その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの 3
		(2)救護施設
		(3)乳児院
		(4)障害児入所施設
		(5)障害者支援施設 4 短期入所を行う施設(障害者総合支援法第五条第8項) 4 協同生活援助を行う施設(障害者総合支援法第五条第15項) 4
		(6)更生施設
ハ	(1)老人デイサービスセンター、経費老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く)老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く)	
	(2)更生施設	
	(3)助産施設、保育所、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法(昭和22年法律第百六十四号)第六条の三第七項に規定する一時預かり事業又は同条第九項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの。	
	(4)児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設又は児童福祉法第六条の二第二項に規定する児童発達支援若しくは同条第四項に規定する放課後等デイサービスを行う施設(児童発達支援センターを除く)	
	(5)身体障害者福祉センター、障害者支援施設、児童自立支援施設、(ロ(5)に掲げるものを除く)地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援、同条第十四項に規定する就労継続支援若しくは同条第十五項に規定する共同生活炎上を行う施設(短期入所等施設を除く)	
ニ	幼稚園又は特別支援学校	
(七)		小学校、中学校、高等学校、注等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校、その他これらに類するもの
(八)		図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの
(九)	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場
(十)		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限る)
(十一)		神社、寺院、協会その他これらに類するもの
(十二)	イ	工場又は作業場
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ
(十三)	イ	自動車車庫又は駐車場
	ロ	飛行機又は回転翼機の格納庫
(十四)		倉庫
(十五)		前各項に該当しない事業場
(十六)	イ	複合防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物
(十六)の二		地下街
(十六)の三		建築物の地階((16の2)項に掲げるものの各階を除く)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの((1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る)
(十七)		文化財保護法の規定によって重要文化財、重要有形民族文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によって重要美術品として認定された建造物
(十八)		延長50m以上のアーケード
(十九)		市町村長の指定する山林
(二十)		総務省令で定める船車



に着色部分は特定防火対象物



西日本防災システム
NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd
<http://www.nbs119.co.jp/>





備考

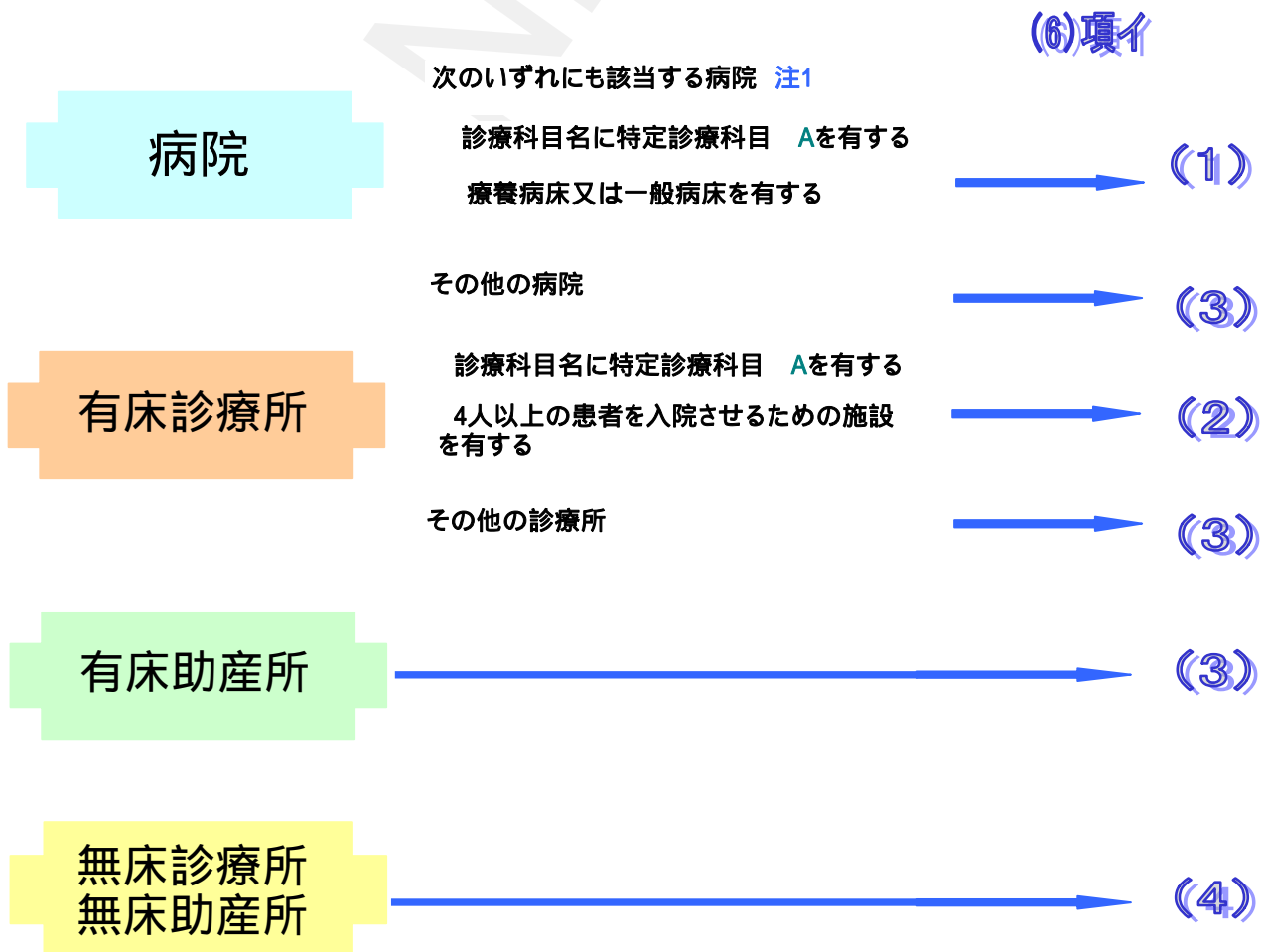
- 1 要介護状態区分3以上の者の割合が施設全体の定員の半数以上であるもの。
- 2 直近3ヶ月間の過半期間以上において宿泊サービスを利用する要介護状態区分3以上の者の割合が宿泊サービス利用者全体の半数以上のもの。
- 3 避難が困難な要介護者を入居又は宿泊させ、業として入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設。(6項イに掲げるものを除く。
- 4 障害支援区分4以上の者の割合が概ね8割を超えるもの。

A 特定診療科目(下記13診療科目以外のもの)

13診療科目 産科・婦人科・産婦人科・耳鼻咽喉科・皮膚科・歯科・こう門科・泌尿器科・小児科・乳腺外科
形成外科・美容外科・眼科(患者自ら、又は誘導により自力で避難することができると思われる科目)

(6)項イ	(1)	特に防火対策の必要性が高い病院等
	(2)	特に防火対策の必要性が高い有床診療所等
	(3)	(1)及び(2)以外の病院、有床診療所、有床助産所
	(4)	無床診療所及び無床助産所

(6)項イ(1)(2)(3)(4)判定フロー



注1 火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものは除く。

